学 生 生 活

1　学生生活の手引き

1．学生証（名札）（身分証明書及び名札として利用）

本学の学生には、学生証（名札）が交付されます。この学生証（名札）は、その身分を証明するために必要なばかりでなく、その他学生生活を円滑に過ごすために必要です。汚損、紛失をしないよう注意してください。

学内では常時、学生証（名札）を着用することが義務付けられています。大学病院を有する本学キャンパスは、学校であると同時に公共医療機関でもあり、病院内では学生にも医療機関の構成員としての態度・モラルが要求されます。

以下に記載した「学生証（名札）着用の目的と意義」をよく理解して、学内では、学生証（名札）を着用してください。

【学生証（名札）着用の目的と意義】

（1）本学学生としての自覚と責任感の涵養
学生は本学の敷地・建物内において、学生証（名札）の着用を通じて本学学生としての立場を自覚し、且つ公に自らの個人名を提示して責任ある行動をとることが求められています。

（2）安全管理上の必要性
本学の敷地・建物内における安全管理上の観点（不審者・侵入者への対応、盗難防止、人身の安全等）からも、学生証（名札）の着用により身分を明確にすることが求められています。

（3）病院の環境向上と患者からの信頼獲得
本学病院内において学生証（名札）を着用して、自らの所属と個人名を明確にすることが、患者・家族関係者の信頼感・安心感を高め、病院のアメニティを向上させることにつながります。
※上記に従い、学内では常時、学生証（名札）を着用してください。

【学生証（名札）の取扱い】

（1）学生証（名札）は本学学生としての身分を証明するものですから、常に着用してください。

（2）学生証（名札）を紛失すると悪用されるおそれがありますので、十分注意してください。万一紛失したときは、ただちに各学部学務課に届け出てください。

（3）紛失などのため学生証（名札）の再交付を受ける場合は、各学部学務課に届出書を提出したのち、学生証（名札）再交付願に所定事項を記入して再交付を受けてください。

（4）各種証明書や学割の交付を受ける時等は、必ず学生証（名札）を呈示してください。

（5）学生証（名札）は、卒業または退学などにより学生の身分がなくなると同時にその効力を失います。従って、これらの場合にはただちに各学部学務課に学生証（名札）を返還しなければなりません。なお、卒業時には学生証（名札）と引き換えに卒業証書・学位記が授与されますので、それまで必ず携帯してください。

2．学生への連絡

大学の行事、学生生活関係、授業関係等学生に周知させる事項は学生ナビの掲示によって行っています。

１日に最低２回（朝・夕）は掲示を確認する習慣を身に付けてください。掲示の見落としによる不利益は学生本人の責任です。

なお、必要に応じて、メール等により連絡を行う場合があります。

3．スクールバス通学

本学と名鉄前後駅を約20分で結ぶスクールバスを2021年度から運行しています。
交通状況により遅延する場合があります。時間に余裕を持った乗車をしてください。
乗車方法：利用者は乗車時、下車時に学生証（名札）をカードリーダーにかざし乗車登録
利用料金：１乗車100円、年２回口座振替にて引き落とし

- 運行日、ダイヤはポータルサイト、掲示板を参照してください。
- 大学停留所　教職員第６駐車場内「キャンパス案内図」（P52～P53）参照

≪前後駅　スクールバス乗降場所≫

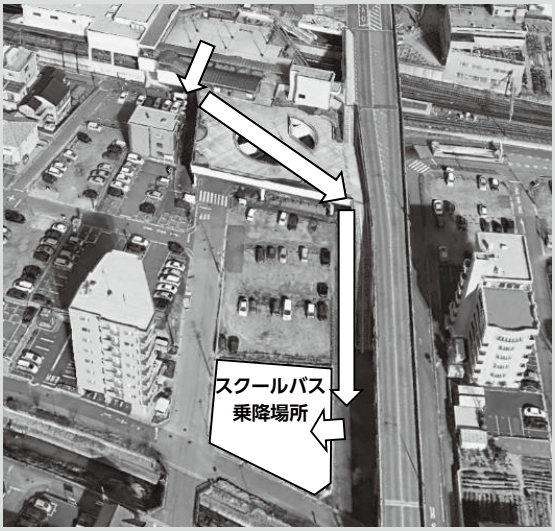

4．自転車・バイク通学

通学目的として自転車又はバイク（原動機付自転車含む）の利用を希望する学生は、学生支援課へ所定の書類を提出して「二輪車許可ラベル」を受け取り、駐輪・駐車する自転車又はバイクに貼付してください。駐輪・駐車場は「キャンパス案内図」（P52～P53）を参照し、指定の駐輪・駐車場を利用してください。

また、使用しなくなった自転車・バイクは駐輪場へ放置せずに、持ち帰る等の処分を各自で必ず行ってください。

5．自動車通学

学生駐車場の利用は原則として医学部在籍3年目以上、医療科学部、保健衛生学部在籍2年目以上の学生に許可します。

学生支援課（大学5号館2階）にて利用申請を行い許可が下りると、学生証（名札）にて駐車場ゲートを通過できるよう登録がされます。利用料金は所定の金額を口座引き落としにて徴収します。

学生駐車場利用許可は一年毎に更新してください。患者さま用駐車場（第1、第2、第3駐車場）の利用、無断駐車、迷惑駐車は絶対にしないでください。悪質な違反車両は厳しく処罰します。

6．交通事故に対する処置

交通事故に遭った場合、交通事故を起こした場合は、どんな事故であっても必ず警察に連絡してください。また、その後速やかに「交通事故報告書」を学生支援課に提出してください。万一に備えて任意保険に必ず加入してください。

7．事故の報告

学生が、正課中及び課外活動中、通学途上に負傷した時、もしくは事故に遭った場合は、速やかに「事故報告書」を学生支援課に提出してください。

8．拾得物・紛失物

本学キャンパス内で落とし物を拾得した場合や物を紛失した場合は、学生支援課（大学5号館2階）へ申し出てください。

窓口名称	場　所	電話番号
学生支援課	大学5号館2階	0562-93-9442

9．通学証明書の発行による定期券の購入

学部ポータルサイトより「諸規程」の学生心得規程を参照してください。

10．学生旅客運賃割引証（学割証）の発行

学部ポータルサイトより「諸規程」の学生心得規程を参照してください。

11．学園施設の使用について

「施設案内」（P46～P48）を参照してください。

2　学生生活における基本的マナー

1．学園内のマナー

- 歩きスマホは禁止です。
- 病院内、周辺通路においては周囲の迷惑にならないよう並列歩行や大きな声で話さないよう注意してください。
- キャンパス内は全面禁煙、キャンパス外でもポイ捨てなど喫煙による迷惑行為は絶対にしないでください。
- 教室は常に整理整頓に心がけ、私物を放置しないでください。
- ゴミは指定場所へ確実に分別して捨ててください。
- 食堂では割り込み、席取りをしないでください。
- 貴重品は各自の責任において管理してください。
- 本学の敷地、建物内では指定の名札を着用してください。
- 身だしなみは常に清潔を保ち、医療を志す学生らしく挨拶も適切にしてください。

2．通学時のマナー

（1）公共交通機関を利用した通学

- お年寄りや身体の不自由な方に席を譲るようにしてください。
- 出入り口付近に立ち止まらないでください。
- 「学生がバスの中で騒がしい」といった、バス利用者からの苦情が、過去に何回もありましたので、車内での声の大きさや内容について十分に気をつけてください。

（2）自動車、バイク、自転車を利用した通学

- 道路交通法を遵守してください。
- 指定の駐車場、駐輪場を利用してください。利用には所定の許可が必要です。
  （指定場所は、キャンパス案内図（P52～P53）参照）
- 安全運転に心掛けてください。（加害者、被害者にならないよう気をつけてください。）
  医学医療系学生が罰金刑以上の刑を受けた場合（酒気帯び運転は罰金刑です！）国家試験に合格しても免許が交付されない、もしくは交付が一定期間停止されることがあります。

3．授業中のマナー

- 遅刻は認められていません（遅刻は欠席となります）ので注意してください。
- 授業中の入退室はしないでください。
- 授業に関係ない飲食物などは机の上に置かないでください。
- 授業終了後（特に帰宅前）には視聴覚教材、エアコン、室内の電源を切ってください。
- 実習では白衣など決められた服装を守ってください。

4．携帯電話のマナー

- 授業中はマナーモードにしてください。
- 病院内又は図書館内ではマナーモードにしてください。

- 公共交通機関を利用する場合はマナーモードにして、通話はしないでください。
  （医療人を目指す学生の常識です。）
- 運転中は使用しないでください。

3　全学学生掲示板

アセンブリ精神に則って本学園の全学生がお互いに協力しつつ活発な学生生活を過ごすための支援の一つとして、「全学学生が比較的自由に使用することのできる掲示板」との主旨で、合同校舎１階学生食堂壁面に「全学学生掲示板」を常設しています。全学的な学友会活動・クラブ活動等で大いに活用してください。この掲示板の利用方法は下記のとおりです。

- 「全学学生掲示板」は、学生支援課で管理しています。
- 掲示を希望する学生は、掲示物を学生支援課へ持参してください。
- 掲示物の規格は、原則としてＢ２判大（新聞紙２頁大）以内にしてください。

【問い合わせ先】　場　　所：学生支援課（大学５号館２階）
開室時間：平日　８：45～17：00
土・日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（６/11、10/10、12/29～１/３）は休みです。
電　　話：0562-93-2514

4　就職支援（キャリア支援室）

本学では、就職や進学に関する相談・支援の窓口としてキャリア支援室を設置しています。

キャリア支援室では、本学で学んだ専門知識や習得した技術を活かせるように、学生一人ひとりの個性や適性にあった就職支援ができるよう取り組んでいます。就職活動がスムーズにおこなわれるために就職ガイダンスを実施し、また、就職の機会が少しでも多くなるように、年間を通じて企業や病院、検査・健診センターなどに訪問して求人開拓をしています。そして、得た求人情報を公開するとともに適切なアドバイスをしています。（求人情報は、学内外のパソコンや学生のスマートフォンから、いつでもどこからでも自由に閲覧できることができます。）

一人ひとりに寄り添い具体的なサポートを手厚くおこなうことで、学生の希望に合わせた就職を実現しています。就職活動関連の書籍貸出、履歴書の添削、面接の練習、その他の相談など、いつでも気軽にお越しください。

【問い合わせ先】
場　　所：キャリア支援室（大学５号館２階）
開室時間：平日　８：45～17：00
土・日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（６/11、10/10、12/29～１/３）は休みです。
電　　話：0562-93-2514/9864
メ ー ル：shushoku@fujita-hu.ac.jp

5　学生相談室

来室したことや相談内容に関するプライバシーは守られます。
どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

学生相談室は、学生が抱えるさまざまな問題に対応するために、みなさんの悩みや相談に耳を傾け、みなさんと一緒に最良の解決をめざす、大学の安心・安全な場所です。

人生の目標、人間関係、学業、将来についての疑問に向き合う場所にされる学生もいます。

青年期は心が成長する時でもあり、社会生活を送る上での心のしなやかさを身につける非常に大切な時期です。人は誰でも、一時的に心のバランスが崩れ、悩みを抱き不安に陥ることがあります。そのような時は一人で悩みを抱え込まないで、周囲の助言や援助を求めることも、大人に成長する大切なスキルといえます。

学生相談室では、皆さんがより良い学生生活を送ることが出来るように、お手伝いをしています。一度お会いして、一緒に考えてみませんか。

- 相談時間を確保するため、できれば電話・メールで事前に予約をしてください。
  予約の際には、氏名・学科・学年・希望の曜日と時間を教えてください。

- オンラインでの相談も可能ですが、実施については相談員が判断した上で行うこととします。初回の相談の際は必ず学生相談室に来室してください。担当するのは臨床心理士・公認心理師です。

【相談・予約先】
場　　所：大学１号館８階814号室
電　　話：0562-93-2615（学生相談室直通）
Ｅメール：soudan@fujita-hu.ac.jp
開室時間：平日　10：00～17：00
　　土曜　９：00～12：30
※日・祝日、振替休日、藤田学園の休日（６/11、10/10、12/29～１/３）は休みです。
※メールの返信がない等、相談員と連絡がつかずお困りの場合は、学生支援課へ連絡ください。相談員の不在時、学生支援課が対応することもあります。

【問い合わせ先】
場　　所：学生支援課（大学５号館２階）
電　　話：0562-93-2636
Ｅメール：gakuseib@fujita-hu.ac.jp

6　一時休憩室

体調不良時の一時休憩、およびかすり傷程度の処置に対応しています。
利用の際は、学生支援課または学務課員にお声がけください。
なお、診察が必要な場合や緊急の場合は、大学病院を受診してください。

【設 備 ・備 品】　ベッド 2 床、消毒液、絆創膏、湿布、氷嚢、体温計、血圧計、ガーゼ、包帯、爪切り、毛抜き等
【場　　所】　大学 3 号館 1 階
【利用可能時間】　平日　8 ：45～17：00
【問い合わせ先】　学生支援課（大学 5 号館 2 階）
電 話：0562-93-2636

7　藤田学園健康管理部

〈健康管理部利用について〉
藤田学園健康管理部は学園の全学生と豊明校地の教職員の健康管理を担当しています。
看護師、事務員が常駐しており、下記の業務を行っております。

- 体調不良時の相談　※詳細は 2－8 学生診療体制及び手順を参照ください
- 病気に罹患したり怪我を負った時（緊急性は無いと判断した場合）の受診の案内
- 健康診断後の受診指導及び保健指導
- 予防接種についての相談と実施
- 健康相談
- 心の健康相談に関しては学生相談室と連携を取って対処していきます

【利用時間】　月曜日～金曜日　8 ：45～17：00
土曜日　8 ：45～12：30
【場　　所】　フジタモール 3 階

結核は決して過去の病気ではありません

一時おさまっていた感染症が再度増加してきたものを再興感染症と呼び、わが国でとりわけ心配されているのが結核です。以前は国民病と言われ、大きな死因となっていましたが、治療の進歩により激減しました。しかし蔓延地域との人の行き来が多いこと、医療関係者を含めた人々の関心の低下、などより結核にかかる若者が増えてきています。咳や血痰をきたすような典型的な人ばかりではありません。このため年 1 回の健康診断をきちんと受けるとともに、 2 週間以上咳が続くようなときには、ぜひ結核も考えて医療機関を受診してください。もちろん健康管理部に相談に来てくだされば、アドバイスとともに適切な指示をいたします。今後、医療従事者となる際に、結核に関して加害者にも被害者にもならないように、常に適切な配慮をお願いします。

8　学生診療受診体制及び手順

1．一般受診の場合（緊急性がない場合）

予約受診、一般受診

受診希望の学生は、通常の受診受付を行ってください。受診希望科の外来受付で、本学の学生であることを告げ、昼休みなど授業時間外の受診希望を依頼してください。

- 藤田医科大学病院を利用する場合は、「学生証」、「健康保険証（コピー可）」もしくは「遠隔地被保険者証（原本）」を持参してください。
- 藤田医科大学病院の外来診療受付時間
  受付時間　8：15～11：30
- 他院からの紹介状を持参した場合は、初診時の費用の一部が免除されます。

2．意識はあるが受診を希望する場合

（1）8：45～11：30
該当する診療科へ受診する。

（2）11：30～翌8：45
時間外外来（内線：2150、9108）へ連絡してください。

3．緊急性を要する場合

（1）発見者は、近くに人がいれば協力を求めてください。

（2）発見者は最寄りの電話で院内救急蘇生用ホットライン（内線：9900、時間外：0562-93-9900）に蘇生要請を行ってください。

（3）必要であればBLS（気道確保、心マッサージ）、AED（自動体外式除細動器）による処置を行ってください。

AED設置場所

①	大学2号館3階廊下
②	大学2号館3階事務室（学務課）
③	大学3号館（1階・3階・5階EV横）
④	大学5号館1階（正面入口横）
⑤	大学7号館1階（ダヴィンチ低侵襲手術トレーニングセンター前）
⑥	大学8号館1階EV横
⑦	大学10号館1階EV横
⑧	合同校舎6階（西側EV前）
⑨	アセンブリホール（体育館）1階（受付横）

9　安全運転の心得

1．自動車

自動車通学を希望する学生には、所定の手続きをとって交通安全講習会の受講を義務付けることで学生駐車場の利用を許可しています。

平成26年５月20日より『自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律』が施行されたほか、令和元年12月１日より改正道路交通法『運転者の遵守事項』が施行され、「ながら運転」が厳罰化されました。下記（１）（２）に該当する危険な運転は絶対に行ってはいけません。所要時間や走行ルートは事前に確認し、心に余裕を持った運転を心がけてください。

（１）危険運転

１）アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる

２）進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる

３）進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる

４）重大な交通の危険を生じさせる速度で運転しながら、人や車の通行を妨害する目的で走行中の自動車の直前に侵入したり、人や車に著しく接近したりする

５）車の通行を妨害する目的で、重大な交通の危険を生じさせる速度で走行中の車の前方で停止したり、その車に著しく接近したりする

６）高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止したり、その他これに著しく接近したりすることで、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行すること）をさせる

７）赤色信号だと分かっているのにそれを無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する

８）通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する

（２）飲酒・酒気帯び運転等

１）酒気を帯びているのに車両を運転する

２）酒気を帯びている人へ車両を提供する

３）車両を運転するおそれのある者へ酒類を提供する

４）酒気を帯びている人へ自己を運送するように要求または依頼をし、その車両に同乗する

（３）運転者の遵守事項

運転する場合において、自動車が停止している時以外は、携帯電話を手で保持しながら通話をしたり、携帯電話やカーナビに表示された画像を注視したりしないこと。

※大学周辺は民家も多く、小中学生の通学路にもなっています。速度を落とす等の安全上の配慮、マナーの順守をお願いします。

2．自転車

自転車利用者の増加に伴い、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが原因となる事故も増えています。愛知県では令和３年３月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。また、令和３年10月１日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義

務化、ヘルメット着用が努力義務化されました。ルールやマナーをしっかり守って安全に利用しましょう。

（1）自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

（2）車道は左側を通行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

1）道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

2）一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行（逆行）する場合も同じです。

（3）歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道に自動車通行可の道路標識がある場合や普通自動車通行指定部分の道路標識がある場合などにおいては、自転車が歩道を通行することができます。

1）自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

2）歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（4）安全ルール・マナーを守る

1）飲酒運転・二人乗り・並進をしない

2）夜間はライトを点灯する

3）交差点での信号や一時停止標識の遵守

交差点における信号無視や一時停止標識のある場所での一時不停止は、交通違反です。

交差点では必ず信号を守り、周囲の安全を確認してから進行しましょう。

4）イヤホン・ヘッドフォンを装着しての運転をしない

5）スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転をしない

6）傘さし運転をしない

※交通事故の備えも大切です。

自転車と歩行者の事故では、24歳以下の若い自転車運転者が当事者となる場合が多い状況にありますので、損害賠償責任保険等に加入しているか家庭で確認をお願いします。

10　飲酒について

1．アルコールに関する正しい知識を身に付けてください。

アルコールは脳の機能をマヒさせ、理性による抑制を減らします。酔いが進むほど、適切な判断ができにくくなりますので、普段から正しい知識を身につけ、忘れないことが大事です。

ろれつが回らなくなり、千鳥足になっている状態などは、大脳辺縁系までマヒが及んでいる状態を表し、吐き気や嘔吐も出現します。これ以上の飲酒は危険です。周囲の人も行き過ぎた飲酒を阻止してください。脳全体にマヒが広がると、まともに立てず、意識が混濁し、言葉も支離滅裂となります。急性アルコール中毒の疑いがある状態ですので、酔いつぶれた人には適切な介護・医療を提供してください。さらに、マヒが延髄まで至ると、生死に関わる深刻な状態となり、大小便が垂れ流され、死亡に至ります。

大学生の飲酒事故の大半は、部活・サークルの新入生歓迎コンパや合宿、忘年会などでのイッキ飲みや大量飲酒で、短時間で多量のアルコールを摂取することによる急性アルコール中毒や嘔吐による窒息によるものであり、死亡事件も発生しています。

飲酒にからんだ事件（性犯罪、器物損壊、飲酒運転等）、トラブル（訴訟、恐喝等）もかなりの頻度で起きています。決して加害者に、そして被害者にもならないようにしてください。

アルコールに関する正しい知識を身につけるとともに、藤田医科大学学生として良識ある行動をしてください。

2．未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

法律で禁止されているため、未成年者はお酒を飲んではいけません。

また、アルコールによって、正しい判断がさらにしにくくなるため、未成年者が飲み方や適量もわからず無理に飲むと、急性アルコール中毒を引き起こしやすくなります。

もし、誰かに勧められても、きちんと断ることが大切です。

未成年に飲酒をさせることも法律違反です。

3．以下のようなアルコールを強要する行為は**アルコール・ハラスメント**です。

- 伝統やしきたりでイッキ飲みさせる。
- ゲームの一環としてお酒を飲ませる。
- 場を盛り上げるために、飲酒を強要する。
- 体質的に飲めない人、未成年者にも飲酒させる。
- 酔い潰すことを目的としている。

4．未成年飲酒、飲酒事故は懲戒処分の対象として審議されます。また、部活動等による飲酒事故、未成年飲酒、アルコール・ハラスメントがあった場合には、活動停止等の処分の対象となります。

（注）2022年４月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

11　喫煙禁止・受動喫煙防止

―　キャンパス内全面禁煙について　―

藤田医科大学は、将来医療の担い手となる皆さんが大学生時代に生涯の健康を守るための習慣を身に付けるようにするとともに、広く人の健康を守る人材となるよう教育することを使命としています。

また、健康増進法という法律や、日本医療機能評価機構の第三者による査定から、現在どの医療施設でも全面禁煙となっており、医療従事者が医療現場での喫煙に関する個人の自由は許されなくなっています。

本学では、【学園敷地内全面禁煙】を実施しており、また、【学園敷地周辺での喫煙も禁止】しております。敷地内での喫煙および、敷地外での喫煙による迷惑行為が生じた場合には、厳正に処罰いたします。

もし、まだ喫煙をしているようなら、喫煙学生である諸君の禁煙活動を支援する目的で、健康管理部（キャンパス案内図⑪）（P52～P53）の禁煙支援を受けることを勧めます。

（参考）健康増進法　第25条の規定の制定の趣旨

法第25条の規定において『学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない』こととした。また、本条において受動喫煙とは『室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること』と定義した。

受動喫煙による健康への影響については、科学的に明らかとなっている。

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課することとし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

たばこを吸わない人が知らず知らずのうちにたばこの煙を吸っていることを受動喫煙といいます。

喫煙者が直接吸う煙（主流煙）よりも周囲に広がる煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでいます。喫煙は本人だけでなく、周囲の人々もたばこの煙によって害を被ります。

注）2022年４月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、喫煙に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

必要なのは吸わない人への配慮

喫煙者は肺がんのリスクが約４～５倍に高まりますが、吸わない人も肺がんのリスクが高まります。喫煙は周囲の人にまで、害を及ぼし、吸わない人にとって煙（副流煙）は非常に迷惑です。吸わない努力が必要でしょう。

受動喫煙防止対策のキャラクター
〈けむいモン〉

12 薬物乱用防止に関する注意

1．薬物乱用について

薬物乱用は、薬物を乱用した本人だけの問題ではなく、家族を含めた多くの人々の人生を不幸にします。

特に、医療系総合大学である本学の学生には、良識ある行動を切望します。

以下に内閣府よりの薬物乱用に関する啓発資料を示します。

（1）薬物の乱用とは

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、MDMA、MDA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、その他麻薬（LSD、マジックマッシュルーム、ケタミン）、シンナー、薬事法に規定する指定薬物等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

（2）薬物を乱用すると

薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存性」を持ってしまうことです。また、繰り返し使用しているうちに「耐性」を持ってしまうことです。そのような状態になると、自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなってしまい、身体と精神が蝕まれてしまうのです。

- １回の使用でも脳出血、心不全などの死に至ることがあります。
- 大脳の神経細胞が侵され、脳の機能に異常をきたし、幻覚、妄想、錯乱などの精神障害が生じます。
- 薬物をやめた後でも、ストレス、飲酒などがきっかけで精神障害が再び起きることがあります。薬物による害は一生続きます。
- 視神経の異常や眼底出血を引き起こし、視力低下や失明を招きます。
- 肺、胃、肝臓、腎臓などの各器官に深刻な悪影響を及ぼします。
- 精神的、身体的に薬物に依存し、薬漬けの毎日となります。
- 懲役刑を科されるなど、法律で厳しく罰せられます。

（3）薬物依存症

薬物依存症は国際的に認められている精神障害のひとつです。覚醒剤・シンナー・大麻などの依存性のある薬物を使い続けているうちに心身に異変が生じ、薬物を使いたいという気持ち（渇望）が強くなりすぎて、自分がコントロールできなくなり、薬物を使い続けてしまう障害です。

2．危険ドラッグ等

危険ドラッグ等、新たな乱用薬物が蔓延しています！

最近は、「合法ハーブ」「アロマ」「お香」などと称して販売される薬物が闇・地下ルート、インターネットで販売され手軽に購入できます。使用した人が嘔吐、けいれん、呼吸困難、意識障害等の健康被害を起こすなど、死亡するケースも発生しています。これらの薬物は、「合法」

「脱法」等と称して販売されていますが、規制薬物以上の依存性・毒性を有する成分を含んでいるものもあり、大変危険なものです。使用したことによる事故や事件も発生しています。また、これらの薬物の乱用は、覚醒剤や大麻などの乱用へつながる可能性が高いことが懸念されています。

危険ドラッグの中には、実際は麻薬等の規制薬物が含まれているものもあります。合法、脱法などと称して販売されているからといって「違法ではない」「危険ではない」ということでは決してありません。販売側の作り上げる誤ったイメージに騙されないようにしましょう。

13　キャンパス・ハラスメントの防止・対策

学生部長
石原　慎

藤田学園は、医療系総合大学として本学に集う学生が、お互いに相手の立場を尊重し、健全で快適な学生生活環境及び教育・研究活動の中で修学に励む事ができるように最大限の努力を続けていきます。

キャンパス・ハラスメントは、相手方の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手方に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学修環境を悪化させることをいいます。

キャンパス・ハラスメントとして、次の４つがあげられます。

１．セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動あるいは不快な行為・脅迫・嫌がらせなどによって相手方に不快感や不利益を与え、修学・就労や、教育・研究・課外活動の環境を損なうことを指します。

２．アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

３．パワー・ハラスメント

職務上の地位や優位な立場などを背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

例えばアルコールの強要（アルコール・ハラスメント）もこれにあたります。

４．モラル・ハラスメント

言葉や態度などいわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりする行為を指します。

これらは、単独でなく、数種のハラスメントが複合して、発生することもあります。

なかでも、セクシュアル・ハラスメントは、学園内に所属する学生同士や学生・教員間などの人間関係を背景として、人権を無視・侵害し、相手の望まない性的言動、あるいは不快な行為・脅迫・嫌がらせなどにより修学上の不利益や身体的・心理的な傷害を与える行為です。将来、医療の現場で活躍する人材を教育する機関として、また本大学病院の理念である「我ら、弱き人々への無限の同情心もて、片時も自己に驕ることなく医を行わん」の理想に反する容認できない行為です。

あらゆるハラスメントを根絶し、明るく楽しい学生生活が送れるような環境を一緒に作り上げていきましょう。

藤田学園では、キャンパス・ハラスメントのない教育環境を整備するため、2017（平成29）年２月１日にキャンパス・ハラスメント規程・細則及びガイドラインの改定を行いました。キャンパス・ハラスメントに対する基本姿勢、予防・防止対策及び発生した場合の対応手順を定めています。

藤田学園でのハラスメント防止・対策への基本姿勢（キャンパス・ハラスメントやパワー・ハラスメントを例に）

“藤田学園はキャンパス・ハラスメントを許しません！”

本学で教育を受ける立場の皆さん（学部生、大学院生、留学生、研究生、科目等履修生、聴講生等）を対象に、藤田学園キャンパス・ハラスメントの防止・対策等の内容を以下に分かりやすく記載しました。

- 本学では、学生の皆さんが、キャンパス・ハラスメントのない、快適で、充実した教育環境で、学生生活を送れるよう努めます。
- 本学では、キャンパス・ハラスメントが生じないよう、また生じた場合、迅速に秘密厳守で問題解決に努めます。
- 本学では、キャンパス・ハラスメント防止対策の周知徹底を全教職員に図り、啓発に努めます。

※セクシュアル・ハラスメントの申し立て事例から

『言　葉』

言葉による申し立て

例えば…

- コンパなどの飲み会で「異性経験は？」「彼氏（彼女）はいるの？」などプライベートな質問をされ不愉快であった。
- 交際を断った先輩に「あいつは異性にだらしない」などの噂を流された。
- 研究室で性の話題が多く不愉快であるが、評価に反映するかと思うと話をあわせなければならず、研究室に行くのが苦痛である。
- 担当教職員から、性的要求を拒否した学生に対して単位を与えないと脅された。

『行　為』

身体接触、迷惑行為、迷惑電話等による申し立て

例えば…

- 実習先の病院で実習指導者が不必要に接触してくるが、今後の指導・評価への影響も考えると「いや！」と言えず悩んでいる。
- コンパなどの飲み会への参加を強要し、お酌をさせたり隣に座らせたり、無理やりデュエットを求める。
- 交際を断った先輩が毎晩後をつけたり、携帯電話に執ように電話やメールをしたりする。

『　目　』

視覚的なものによる申し立て

例えば…

- 身体の上から下までじろじろなめ回すように見られ、屈辱的であった。
- 研究室・教室で性的描写の写真集・雑誌や画像をわざと見せられ、見ていて不快であった。

※パワー・ハラスメントの申し立て事例から

『言　葉』

言葉による申し立て

例えば…

- 「肩にフケがベターと付いている。お前病気と違うか」と言われ不快であった。
- 「存在が目障りだ、居るだけでみんなが迷惑している。お願いだから消えてくれ。」と言われ不快であった。

『行　為』

迷惑行為、身体接触等による申し立て

例えば…

- 飲酒を強要された。
- 試験前など部活動に参加を強要された。
- 退部を申し出たら、先輩全員の許可を取れと言われ強要された。
- 先輩に殴られたり、プロレス技を掛けられたりした。

※ハラスメントにあったら

- ハラスメントは多くの場合「No！」と言えない状況で起こりますので、不快な気持や屈辱感を相手に言えなかったり、逃げられなかったりしても、自分を責める必要はありません。一人で悩んだり我慢したりせずに、相談窓口員や周りの人に相談しましょう。
- 繰り返される場合、記録（メモ・録音）をとっておきましょう。見ている人がいたら、その人にも確認をお願いしてください。

※ハラスメントを見かけたら

- 周りでハラスメントを目撃したら、黙って見過ごさないで加害者に注意をし、被害者を助けてあげましょう。
- 被害者の相談にのって精神的に支えてあげ、決して被害者を責めないで下さい。要請があれば証人になってあげましょう。
- 相談窓口は目撃したあなたからの相談・情報も受け付けます。

※ハラスメントの加害者にならないために

- あなたの意図にかかわらず、相手が「不快である」、あるいは「嫌がらせ」と感じた場合、それがハラスメントです。多くの場合、相手が拒否の意思表示が出来ない立場にあり、同意や合意と勘違いしないで下さい。
- 加害者になってしまったのではないか、したつもりはないのに、と思ったら悩まず相談窓口員に相談しましょう。

※その他の学生間トラブル等について

- 同級生等の一定の人間関係にある者が行う、相手に心身の苦痛を与える心理的または物理的行為（インターネットを通じて行われるものを含む）は絶対に許されません。
- 本学は、対象となった学生、あるいはその恐れがある学生を徹底して守ります。
- 本学の全教職員がその理解を共有し一致協力して臨みます。

ハラスメント被害から解決までの道のり

学園への相談・訴えに対するプロセス（キャンパス・ハラスメントの場合を例に）

本学のキャンパス・ハラスメント相談窓口及び対策委員会では、あなたのプライバシーを固く守りつつ、問題の解決に努めます。

ハラスメント被害から解決までの道のり

1. 学園に連絡するプロセス

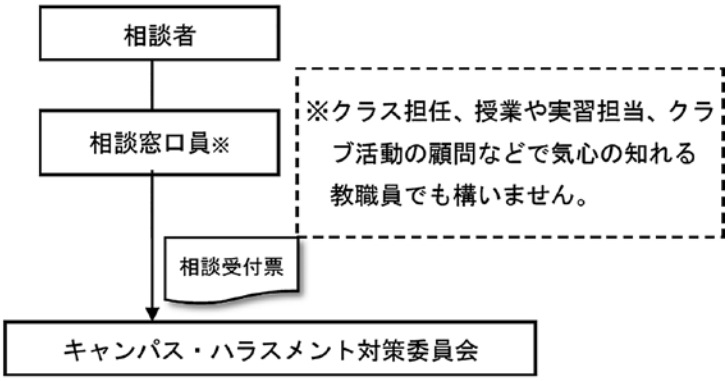

2. 対策委員会による初期対応のプロセス

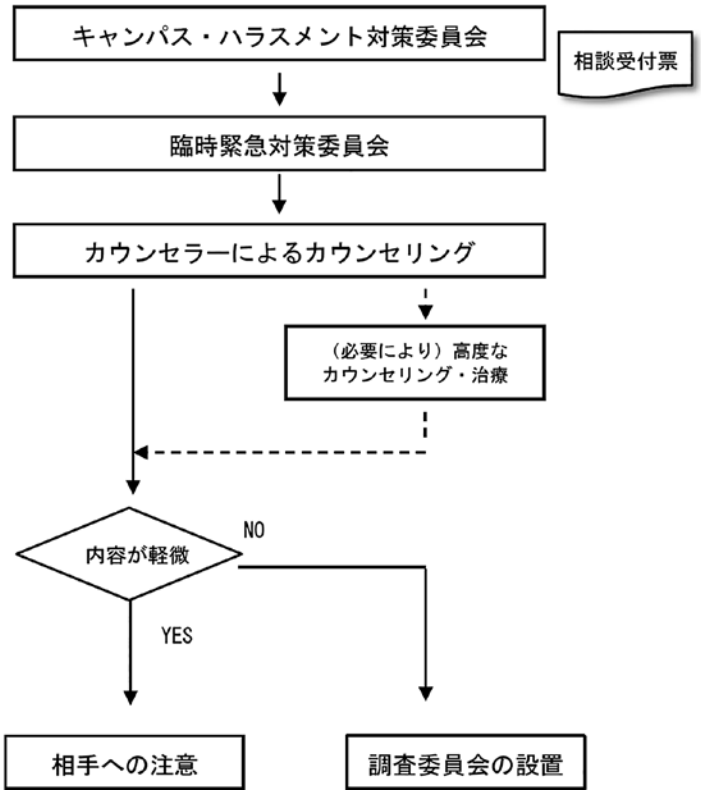

3. 調査委員会による調査のプロセス

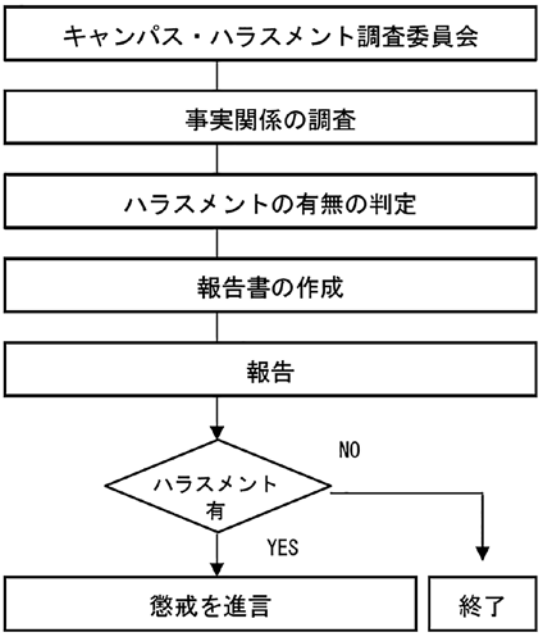

藤田学園キャンパス・ハラスメント相談窓口員

2023年 4 月

氏　名	所　属	電　話	メールアドレス	場　所
中　島　　昭	医学部 生理化学	0562-93-2573 (専用)	anakashi@fujita-hu.ac.jp	大学 2 号館 8 階804
佐々木　ひと美	医学部 腎泌尿器外科学	0562-93-2496 (専用)	sasakih@fujita-hu.ac.jp	病院Ｃ棟12階1225
若　月　　徹	医学部 健康科学	0562-93-2631 (専用)	wakatuki@fujita-hu.ac.jp	大学 2 号館 8 階807
守　口　匡　子	医学部 生命科学	0562-93-9800 (専用)	khigo@fujita-hu.ac.jp	大学 2 号館 7 階704
藤　江　里依子	医学部 医療コミュニケーション	0562-93-9081 (専用)	rieko.fujie@fujita-hu.ac.jp	大学 2 号館10階1005
川　戸　美由紀	医学部 衛生学	0562-93-2456 (共用)	kawado@fujita-hu.ac.jp	大学 1 号館 5 階509
杉　本　恵　子	医療科学部 臨床検査学科	0562-93-9430 (専用)	skeiko@fujita-hu.ac.jp	大学 3 号館 3 階322
堀　内　ちとせ	医療科学部 放射線学科	0562-93-2677 (専用)	chitose@fujita-hu.ac.jp	大学 9 号館 4 階410
川　上　友　美	保健衛生学部 看護学科	0562-93-2598 (共用)	kawakami@fujita-hu.ac.jp	大学 3 号館 6 階605
前　田　晃　子	保健衛生学部 リハビリテーション学科	0562-93-9065 (共用)	akko629@fujita-hu.ac.jp	大学 8 号館 1 階106
西　部　暁　美	学生支援課	0562-93-2636 (共用)	gakuseib@fujita-hu.ac.jp	大学 5 号館 2 階
桂　川　　剛	学生支援課	0562-93-2636 (共用)	gakuseib@fujita-hu.ac.jp	大学 5 号館 2 階

※学部にこだわらず、相談窓口員のどなたに相談していただいても構いません。
※相談窓口員はいずれの方々も本務がありますので、相談・面談に行く場合は前もって連絡したほうがよいでしょう。
※手紙で郵送する場合の住所（藤田医科大学各学部の宛先）：〒470-1192豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 -98

【問い合わせ先】　学生支援課　大学 5 号館 2 階
電話 0562-93-9442
Eメール gakuseib@fujita-hu.ac.jp

学内、友達等に相談しづらい場合は、下記の学外無料相談窓口もあります。

愛知県女性相談センター	052－962－2527
イーブルなごや	052－321－2760
女性の人権ホットライン	0570－070－810
愛知県警察本部性犯罪110番	0120－67－7830
愛知県弁護士会	052－571－3110

14 藤田医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン（学生向け）

1．目的

SNS（Twitter、LINE、Instagramなど）や動画共有サイト、ブログ、電子掲示板（BBS）等のソーシャルメディアは、便利で実用性の高いコミュニケーション・情報発信手段として広く利用されている一方で、情報発信者が意図しないあるいは予期できない問題を引き起こし、当該個人だけでなく、周囲の人や所属する団体・組織等に深刻かつ永続的な影響を及ぼす危険性があります。そのため、本ガイドラインに定めたソーシャルメディア利用にあたっての注意点、遵守すべき事項を十分に理解し、慎重な利用を求めます。

2．適用範囲

このガイドラインは、藤田学園（以下、本学という）在籍の学生（藤田医科大学の学部生・大学院生）が、公私、匿名顕名を問わずソーシャルメディアを利用する場合に適用します。

3．ソーシャルメディア利用にあたって留意すべき事項

（1）本学の学生であることを常に自覚し、発信する情報の社会的影響を十分に考慮の上、利用すること。
（2）法令、本学の学則ならびに諸規定を遵守すること。
（3）学内、学外実習やボランティア、さらにアルバイト等で知り得た情報（個人情報に限らない）の守秘義務（契約）を遵守すること。
（4）他人の名誉、信用を毀損、風説を流布しないこと。また、他人の基本的人権、プライバシー権（肖像権等）、知的財産権（著作権、商標権、営業秘密等）、その他の他人の権利を侵害しないよう十分に留意すること。
（5）他人を誹謗中傷する内容、公序良俗に反する内容、人種・思想・宗教・信条等に関する差別的内容、違法な行為またはそれを助長するような有害な内容を発信しないこと。
（6）自らのプライバシーを守るよう十分に留意すること。
（7）情報を発信するときは、前各号を遵守の上、正確に記述するとともに、その内容について誤解を生じないよう十分に留意すること。

4．調査

ソーシャルメディアの利用において何らかのトラブルが発生した場合、またはその利用について本学が相応しくないと判断した場合、本学はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、あるいは学生保護の目的で、学生のソーシャルメディアの利用について調査することがあります。

5．トラブルに巻き込まれた場合

ソーシャルメディアを利用し、何らかのトラブルに巻き込まれた場合は、指導教員、学年担任、各学部の学生指導委員長または学生支援課へ速やかに報告してください。

6．違反行為に対する措置

本ガイドラインを逸脱する、または調査の結果それが強く疑われる行為があった場合、当事者を学則に基づき懲戒する場合があります。

7．その他

本学の責任において、本ガイドラインを予告なく変更することがあります。

15　ブラックバイトについて

ブラックバイトとは、学生が学生らしい生活を送れなくしてしまう違法性のあるアルバイトのことを言います。

本学の学生の皆さんは、アルバイトをしていて、次のような経験はありませんか？

- 勉強や部活に集中したいのに辞めさせてくれない
- 試験期間中でもシフトを決められて休ませてもらえない
- 時給や勤務条件が最初の話と違う
- 思い当たる理由もなく勝手にクビにされた
- アルバイト先でパワハラやセクハラがある

これらは「ブラックバイト」として法律に抵触する典型的な事例です。これ以外にも、学生の労働法規に関する知識の無さや立場の弱さにつけ込んで、残業代の不払いや割増賃金不払い、休憩時間を与えない、ミスをしたら不合理な罰金を請求されたなどの事例が挙げられます。

本来、学生生活を支えるためのアルバイトのはずが、雇用主側の勝手な都合によって、逆に学生生活自体を脅かすようなアルバイトの増加が社会問題となっています。皆さんが学生であることを尊重しない悪質なアルバイトに対して、皆さんは黙っている必要はありません。

1．アルバイトをする前に知っておきたい７つのポイント！（厚生労働省のHPより）

（1）アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
（2）バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
（3）アルバイトでも、残業手当があります
（4）アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
（5）アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
（6）アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
（7）困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター
〈たしかめたん〉

〈厚生労働省ホームページ〉

「確かめよう 労働条件」QRコード

あなたの労働条件を専用サイトで
たしかめましょう！

〈労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）〉

平日夜間・土日・祝日に、無料で労働条件に関する電話相談が受けられます。

【フリーダイヤル】　0120-811-610（はい！ろうどう）

平日：17時～22時、土・日・祝：９時～21時

※年末・年始（12月29日～１月３日まで）は除く。

２．ブラックバイトの被害に遭うなどの疑いを感じたときは悩まずに直ぐに相談を！

〈学内相談窓口〉　学生支援課（大学５号館２階）

TEL　0562-93-2636

E-mail　gakuseib@fujita-hu.ac.jp

〈学外相談窓口〉　NPO法人ブラックバイトユニオン（相談料無料・秘密厳守）

- 電話相談受付

  受付時間　13時～17時（毎週日曜日）

  TEL　03-6804-7245

  ※現在相談が増えており、面談での相談対応や会社との交渉等のため、電話に出られないことがあります。メール相談をご利用ください。

- メール相談受付（電話に出られないときはメールを利用）

  メールフォーム　http://blackarbeit-union.com/contact/mailform/

  E-mail　info@blackarbeit-union.com

- 所在地　〒155-0031　東京都世田谷区北沢４－17－15

  ローゼンハイム下北沢201号室

※ブラックバイトユニオンは、学生アルバイトの労働問題の広がりを受け、NPO法人POSSEの学生の相談スタッフ有志により2014年８月に結成された団体です。

16　海外渡航に際しての注意

新型コロナウイルス感染症禍における海外渡航については
次のとおり対応をお願いします

外務省感染症危険情報が発出されている国・地域への不要不急の渡航は中止してください。新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き、従来のように気軽に海外渡航できる日が来た後、海外旅行をする際は以下の内容をよく読んでください。

外務省海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp/trip）から抜粋（一部改編）。

1．海外で出会えるのは美しい風景と優しい人々だけとは限りません。テロや犯罪による事件・事故、地震・津波等の自然災害、そして感染症や過労等による病気などの危険もあなたを待ちかまえているのです。特に海外旅行のシーズンには、日本人旅行者を狙った犯罪も多く発生する傾向がありますので、注意が必要です。なお、特に、最近アジアを中心に「いかさま賭博」の被害、また、欧州を含む広い地域で「スリ・置き引き」「薬物」に関わる犯罪被害の報告が増加しています。

2．旅に出ると、日頃の生活からの解放感もあって、ついつい油断が生じがちです。こうした心のスキが、海外では、取り返しのつかない結果を招きかねません。せっかくの楽しい旅行ですから、出発前には海外安全ホームページや目的地の日本大使館や総領事館のホームページ等から渡航先の情報をしっかりと収集し、万一に備え、自分の安全を護るための必要な知識を身に付けておきましょう。そして、旅先では決して油断せず、常に「自分の身は自分で護る」との意識を持って、安全で楽しい旅行を心がけてください。

3．また、海外で大きな災害や事件が発生し、国内で報道されますと、御家族や友人は、巻き込まれているのではと心配します。このため、出発前には必ず、LINEなどのSNS以外にも自分の携帯電話や旅行日程と宿泊先等の連絡先を御家族や留守宅に残すとともに、旅先からも定期的に連絡するように心がけてください。特に、旅行会社の企画旅行等を利用しない個人旅行の方々はなおさらのこと、御家族や留守宅との定期連絡を絶やさないでください。

4．海外渡航を検討されている方は感染症危険情報等で最新情報を確認し、滞在中は外出時にはなるべく人混みは避ける、手洗いうがいを積極的に行うなど感染防止に努めてください。感染が疑われた場合には速やかに滞在国のルールに従い医療機関で受診してください。

安全対策の「知識」と「意識」をしっかり持って、海外旅行を楽しんでください。

〈安全な海外旅行のための心得5箇条〉

（1）現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。

当然のことですが、旅行先では、その国の法律に従って行動しなければなりません。ある行為が日本では比較的軽い犯罪と見なされていても、国によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。各国の法律は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているものです。旅行中は、旅行先国の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動を常にとるよう心がけましょう。

（2）危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯によっては、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪が多発する場所をチェックし、そうした場所には近づかないことが大切です。また、不案内な外国では、夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に少人数での夜間の自由行動は、場所を問わず控えることをおすすめします。

（3）多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。

一般に、日本人観光客はお金持ちで不用心という印象を持たれています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きも各地で多発しています。犯罪者に目を付けられないためには、旅行者らしい身なりは避けること、万が一、犯罪に遭遇しても、最小限の被害ですむよう外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしましょう。

（4）見知らぬ人を安易に信用しないこと。

日本人は外国人から詐欺の格好のターゲットとされています。特に個人で旅行をする若年者が、旅先での旺盛な好奇心から見知らぬ人の誘いに安易に乗って、自宅に誘われたり、飲食物をすすめられたりして、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくはありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。

（5）薬物には絶対に手を出さないこと。

特に薬物犯罪については、近年、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含めた厳罰でのぞむ国も珍しくありません。実際、旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出した人、また、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」を請け負った人、こうした方々の中には、その後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた例もあります。自らの安全のためにも、薬物に手を出すことは絶対にやめましょう。

出国前には、**外務省海外旅行登録「たびレジ」**に登録してください。留学先国・地域の治安状況がタイムリーに把握できるだけでなく、有事の際、「たびレジ」の登録情報に基づき、外務省からの安否確認や救助支援が行われます。

その他備えておくと良いこと

- 海外旅行保険の加入

保険内容を選ぶ際は 3 つの補償が含まれている保険を選びましょう。また、クレジットカードには海外旅行保険が付いているものもありますが、クレジットカード付帯の保険は補償内容が十分でないことがほとんどです。必ず新たに保険に加入してください。

- 大使館等の現地での緊急連絡先

渡航先でトラブルがあった際、まずは大使館や警察への連絡が必要となります。

- パスポート、ビザのコピーを持っていくこと

パスポート紛失時の手続きがスムーズになります。

17　保険・学生専用総合補償プラン

1．補償内容／保険金額（2023年度予定）

（1）傷害事故補償（学校管理下のみの補償）〈補償地域：国内、国外〉

学生が学校管理下にある間に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます）によって、その身体に被った傷害に対して、下記の保険金を支払います。

※**「学校管理下」**とは、**授業中、在校中、部活動中、登下校中、学校に届け出た課外**

活動中、学校行事（入学式、オリエンテーション、卒業式等、教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事）をいいます。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	150.6万円	事故の日から180日以内にケガがもとで死亡された場合や後遺障害が生じた場合。
傷害後遺障害保険金	6.0～150.6万円	
傷害入院保険金日額	2,261円	事故日より180日以内にケガがもとで入院された場合。
傷害通院保険金日額	1,504円	事故日より180日以内にケガがもとで通院された場合。
傷害手術保険金	1）入院中の手術……入院保険金日額×10倍 2）入院中以外の手術……入院保険金日額×５倍	

※通院保険金の支払日数限度は90日、入院保険金は180日となっています。

（２）賠償責任補償〈補償地域：国内、国外〉〈示談交渉サービス：国内事故あり、国外事故なし〉

学生の日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりしたことに対して、法律上の賠償責任を負われた場合に保険金を支払います。

〈支払限度額：１事故につき対人・対物１億円〉

※「日常生活」は社会人学生の職務中は含みません。

（３）実習時の事故対応費用補償〈補償地域：国内〉

１）（３）に定める事故対応費用は次のいずれかに該当する費用をいいます。

①学生が臨床実習中に、急激かつ偶然な外来の事故に遭い、その直接の結果によって疾病に至る恐れが有る場合に、“**予防措置**”を行うことにより発生する費用

②学生が臨床実習中に事故に遭い、その直接の結果によって疾病に至った場合に、“**治療**”を行うことにより発生する費用

２）１）①②に定める費用は、予防措置および治療に要する実費のみとし、かつ公的健康保険の自己負担部分に限ることとします。

（３）に定める事故対応費用の支払限度額は、１名（学生）につき25万円を限度とします。

２．事故が起きた時の手続き

この保険で対象となる事故が生じた場合には、直ちに「事故の日時」、「場所」、「状況」、「傷害の程度」を学生支援課に報告し、所定の書類「事故報告書」を事故の日から30日以内に提出してください。

提出者には保険会社への保険金請求手続きを説明します。

18 出校制限

藤田医科大学出校制限を必要とされる疾患への対応

1．出校制限を必要とされる疾患（学校保健安全法施行規則で指定されている伝染病）

A．第１種感染症（改正感染症法の一類感染症および結核を除く二類感染症）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSウイルス）、特定鳥インフルエンザ、指定感染症および新感染症

- 治癒するまで出校停止となります。

B．第２種感染症（飛沫感染する伝染病で学校において流行を広げる可能性が高いもの）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

飛沫感染をするため、学校において流行する可能性が高い感染症である。出席停止の基準は、感染性が認められなくなるまでという基準であり、疾患によって異なります。これらの基準は疾患が治癒したとは同義ではありません。

- インフルエンザ：発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日間経過するまで。
- 百日咳：特有の咳が消失するまで又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹：解熱後３日間経過するまで。
- 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 風疹：発疹の消失まで。
- 水痘：全ての発疹が痂皮化するまで。
- 咽頭結膜炎：主要症状消退後２日を経過するまで。
- 結核、髄膜炎菌性髄膜炎：医師によって感染の恐れがないと認められるまで。

C．第３種感染症（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの、改正感染症法の三類感染症を含む）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染病

- 医師によって伝染の恐れがないと認められるまで。

※新型コロナウイルス感染症に関しては、適宜、健康管理部に相談してください。

2．Aの疾患に罹患した学生は、出校をせず適切な指定医療機関の指示に従ってください。その後、連絡のとれる家族又は関係者が、学務課に電話で連絡してください。罹患した学生は治癒するまで出校停止とします。

3．Ｂ及びＣの疾患に罹患した学生は、出校をせず、学務課に電話で連絡し、最寄りの医療機関で治療を受けてください。その医療機関で出校を許可された後、出校してください。なお、必要に応じて学長が出校停止を指示する場合があります。

4．これらの疾患に罹患した学生は、後日、診断書と特別欠席願を学務課に提出してください。特別欠席届が受理されれば、欠席扱いとはなりません。

5．これらの疾患で急速に広まる場合、学部長が学長及び理事長に報告し、理事長の判断により、学校閉鎖とすることがあります。

6．これらの疾患で出校を制限された学生の授業や実習については、後日、補習などで可能な限り補填されます。ただし、期間の妥当性などに関しては委員会で協議することがあります。

19　インフルエンザに関する注意

インフルエンザに罹患すると発熱や体調不良で苦しむだけでなく、学期末の学業や試験成績にも影響します。下記の１に示すような一般的な感染防止対策に留意する必要があります。さらに、病院内で実習している学生は罹患する機会が多く、自分自身が院内感染源になる危険性もありますので特に注意しなければなりません。インフルエンザのワクチン接種は最も有効な感染防止対策となります。健康管理室では全学生や職員にワクチン接種の機会を設けています。

本学では、病院の院内感染防止対策指針に沿って、以下の２、３のような対応を取っていますので、病院内で実習中のすべての学生は遵守しなければなりません。なお、２の（１）～（３）は、実習中以外の学生にも適用されます。

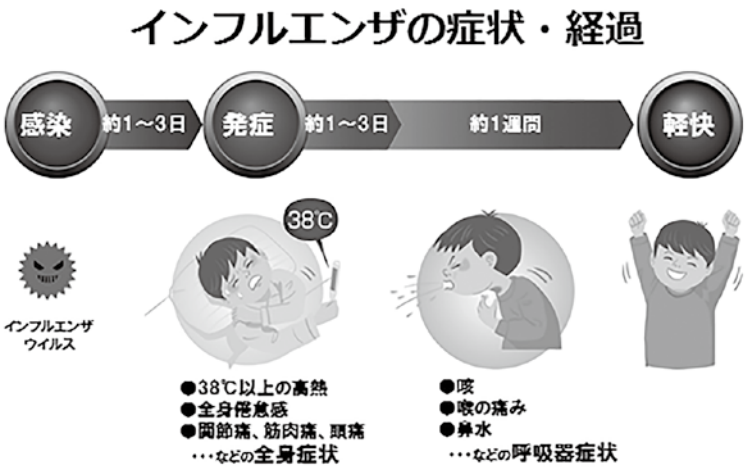

1．一般的なインフルエンザ予防対策

（1）うがい、手洗いを励行してください。特に外出から帰宅した時は速やかに行ってください。

（2）十分な睡眠をとり、過労や不摂生を避けてください。

（3）バランスのとれた食事を摂ってください。

（4）人で混雑する場所への外出は避けてください。

（5）体の不調を感じたら、早めに受診してください。

2．学生、特に病院内で実習中の学生がインフルエンザを発症した場合

（1）インフルエンザ流行時にインフルエンザ様症状が発症した場合は無理をして出校せずに早期に受診して適切な治療を受けてください。学生は自分白身が院内感染や周辺への感染源となる可能性のあることを考え、マスクの着用など適切に行動してください。

（2）インフルエンザあるいはインフルエンザ疑いと診断された場合は、発症日を含まない５日間、あるいは解熱後２日間経過したうちの長い方を経過するまで自宅待機とします。受診時には、この期間までの診断書（医療科学部、保健衛生学部では、登校禁止疾患受診報告書でも可）作成を、受診した医療機関へ依頼してください。

（3）学生は速やかに「インフルエンザ（疑い）」で欠席することを実習先責任者および学務課に電話で連絡し、後日、特別欠席届と診断書（医療科学部、保健衛生学部では、登校禁止疾患受診報告書でも可）を学務課まで提出してください。

3．院内実習先でインフルエンザのアウトブレイクが発生した場合

（1）院内感染防止対策委員会によりアウトブレイクと認定された場合、学生が当該病棟あるいは診療ユニットへ立入ることは一定期間禁止されます。

（2）実習先責任者は、学生が当該病棟あるいは診療ユニットに立入る必要のないカリキュラムを実行させてください。

20　新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応については、感染拡大防止と社会経済活動の両立を主旨とする政府の基本的対処方針に基づき、本学においても感染拡大防止と教育・研究・診療等の業務・活動の両立を図っているところです。

学生の皆さんについては、あらためて本学が病院を有する医科大学であることを念頭に、各自が将来の医療人としての高い責任感を持ち、国や本学が定めている新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針を遵守するようお願いします。

1．新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、長引く咳（1週間前後）、強い倦怠感、味覚嗅覚異常を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から10日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは**飛沫感染（一部エアロゾル感染）**と**接触感染**するといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付着します。他の方がそこを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻、目を触ると粘膜から感染します。

※重症化すると肺炎や死亡例も確認されています。特に基礎疾患のある方等は重症化しやすい傾向がありますので注意しましょう。

2．新型コロナウイルスに感染しない、させないために

◆**発熱を含めた風邪症状の有無（＊1）**や体調変化に十分注意を払い、自己管理に努めましょう。

（＊1）症状が認められる場合は、速やかに所属する学部の**「新型コロナウイルスの感染疑いおよび感染発生時の判断・報告フローチャート」**の指示に従って行動してください。フローチャートは所属する学科のポータルサイトで確認出来ます。

◆**手洗い・マスクの着用を含む咳エチケット（＊2）**、**密の回避の徹底（＊3）**を常に意識して行動をし、感染拡大を予防する**「新しい生活様式（＊4）」**を実践しましょう。

（＊2）「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」
（首相官邸HPより）
https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf

（＊3）ゼロ密を目指そう！（厚生労働省HPより）
https://www.mhlw.go.jp/content/000884706.pdf

（＊4）新しい生活様式の実践例（厚生労働省HPより）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf

◆「新型コロナウイルス感染拡大防止における本学での対応」に準じ、多人数の会食や宴会の自粛、カラオケやイベント、スポーツ観戦等において多人数で大声を出す行動はやめましょう。

◆外出の際は、自身の健康状態、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策を確認し、その必要性を今一度考えて判断しましょう。高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないよう慎重に行動しましょう。

◆**国内（＊5）**・**国外（＊6）**の感染拡大地域への旅行や、不要不急の移動を自粛しましょう。

（＊5）国内の発生状況など（厚生労働省HPより）
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

（＊6）海外渡航について（外務省HPより）
https://www.anzen.mofa.go.jp/

◆新型コロナウイルスに関するアプリの利用登録を行いましょう。**新型コロナワクチン接種証明書アプリ（＊7）**があります。

（＊7）新型コロナワクチン接種証明書アプリついて（デジタル庁HPより）
https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert

3．新型コロナウイルス感染症流行下における学生生活について

◆大学構内への入構や授業形態の詳細については、各学部・学科により異なりますので、各学科のポータルサイトやメールを常に確認するとともに、学部別の学生便覧や大学のホームページの情報も確認しましょう。

◆発熱や呼吸器症状（風邪の症状）が認められる場合は、速やかに所属する学部の「新型コロナウイルスの感染疑いおよび感染発生時の判断・報告フローチャート」の指示に従って行動してください。フローチャートは改編される場合もありますので、適宜、所属する学科のポータルサイトやメールを確認するようにしましょう。

◆就職活動等で感染警戒地域へ行く必要がある場合は、所属する学部学科の指示に従って行動しましょう。

◆部活動や同好会活動については、愛知県の感染状況を鑑み判断しますので、大学からの指示に従って活動を行いましょう。